

# NORMA

ノーマ No.303

社協情報

2017

1

JANUARY



年頭所感

## 社会福祉協議会の役割と今後の地域づくり

特集  
P.3

- 制度施策への対応と地域づくりの取り組みの推進を
- 地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会として

P.6 ● 社協の理事、監事、評議員のための基礎知識〔第7回〕  
社会福祉法人の監査制度

P.8 ● 社協活動最前線  
由利本荘市社会福祉協議会（秋田県）  
社会福祉法人と連携した社会参加の機会づくり

P.10 ● 災害に備える地域づくり〔第11回〕  
常総市社会福祉協議会（茨城県）①  
豪雨災害の状況と初動対応

P.12 ● 明日への一歩～ノーマインタビュー～  
老人給食協力会ふきのとう 代表 平野 覚治氏  
食事サービスは福祉の入り口

## 制度施策への対応と 地域づくりの取り組みの推進を

社会福祉法人  
全国社会福祉協議会 会長

斎藤 十朗



明けましておめでとうございます。

昨年は改正社会福祉法が成立し、公布されました。社協としても組織のガバナンス強化や透明性の向上をすすめる必要があるとともに、地域福祉を推進する協議体としての特性を發揮して、社会福祉法人・社会福祉施設と協働した地域における公益的な取り組みをすることが求められています。

現在、一億総活躍社会を旗印に住民相互の支え合いによる「地域共生社会」の実現に向けた、今後の地域づくりの方向性の検討がすすめられています。本年は平成30年度の生活困窮者自立支援制度や介護保険制度等の制度改正の準備が本格化する大事な年です。いずれも、地域がもつ力と公的な支援体制の協働が制度見直しの共通のポイントであり、社協の今後の事業活動の方を左右する重要なものです。

全社協においては、平成27年に「全社協・福祉ビジョン2011」の第二

次行動指針を取りまとめましたが、ここで示されている7つの重要課題に基

き合い、ともに生きる豊かな福祉社会の構築のため、社協のもつネットワークを最大限に活かしながら、さらなる取り組みの推進を図ってまいります。

昨年もわが国においては、震災や台風等自然災害による甚大な被害がもたらされました。災害発生から時間が経つた現在も避難生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された皆さんに、心よりお見舞いを申し上げます。

昨今の状況を振り返りますと、今やすべての市区町村において災害に備えた取り組みが求められています。全社協としても、被災者への支援を引き続き金から、福祉救援活動資金をお送りいたしました。さらに、熊本地震では全国の社協職員の皆さまに、各ブロックによる被災社協への派遣支援にご協力をいただきました。心より御礼申しあげます。また、昨年の災害や東日本大震災などの被災地では、今なお厳しい生活を送られている方が多くいらっしゃいます。全国の被災地の皆さまの1日も早い生活の再建を祈念しております。

皆さまの本年の御健勝、御多幸を祈つて、年頭のご挨拶いたします。

新年を迎えるお慶び申しあげます。

昨年は、熊本地震、台風10号による豪雨被害、鳥取県中部地震など、各地で自然災害にともなう大きな被害が発生しました。本委員会では、被災県市社協における災害ボランティアセンター支援等の活動に対し、全国の社協のご厚志によりお寄せいただいた拠金から、福社救援活動資金をお送りいたしました。さらに、熊本地震では全国の社協職員の皆さまに、各ブロックによる被災社協への派遣支援にご協力をいただきました。心より御礼申しあげます。また、昨年の災害や東日本大震災などの被災地では、今なお厳しい生活を送られている方が多くいらっしゃいます。全国の被災地の皆さまの1日も早い生活の再建を祈念しております。

さて、社会福祉法改正にともない、昨年から定款の改定や新役員・評議員の選考の準備などが、各社協ですすめられています。あわせて、社会福祉法人・福祉施設との協働による「地域における公益的な取組」

を検討・実施されたり、評議員確保が

困難な社会福祉法人への支援に取り組まれているところもあるうかと存じます。今後は「地域協議会」の運営を中心的に担うことも期待されており、地域福祉の推進役として、社協の役割がさらに大きくなつてきております。

全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会 委員長

桐畑 弘嗣



# 社会福祉協議会の役割と 今後の地域づくり

社会福祉法改正に対応した社協の組織・事業体制の見直しが求められる中、国では生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しに向けた検討がすすめられるとともに、さらには「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりのあり方が検討されるなど、地域福祉施策がめまぐるしく変化し続けている。

長年、地域福祉の推進に取り組んできた社協においても、これから社協活動のあり方が問われており、今後どのような活動をめざしていくかをそれぞれの社協が示さなければならない時期にある。

そこで、本特集では「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」(以下、「地域力強化検討会」)の構成員として今後の地域づくりの方向性を議論してきた3名に、今日の社協がすべき役割をそれぞれの立場から示唆いただき、今後の地域づくりにおける社協活動を展望する。

## 社協が果たしてきた役割と 次代に向けた組織の見直し

琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長

越智 和子

地域福祉推進の中核組織と位置づけられたながら、「社協の危機」という状況が幾度かあった。しかしそのたびに「いつの間にか」という表現がよいかどうかわからないが、その状況を乗り越えて今に至っている。また、そうしたことがあつたことすら受け止められていただろうか。全社協、都道府県社協、市区町村社協とそれぞれの立場でこうした状況を受け止め、社協の役割、求められるあり方を考える時ではないだろうか。

私たち社協職員は日々与えられた業務に精一杯取り組んでいる。それぞれの立場で住民に向き合い、相談を受け、福祉委員を設置し、民生委員・児童委員とともに地域の高齢者の生活を見守り、サロン活動を通じて元気に暮らしていける小地域活動をすすめている。高齢者だけでなく若い人や思いをもつ人などボランティア活動に取り組む人たちの相談相手として活動の推進を図り、継続できるよう啓発や広報活動にも取り組んできた。また、2000年の介護保険サービス開始以降、訪問介護や通所介護、居宅介護支援にも取り組み、それまで培ってきた住民との

信頼関係に基づいた一人ひとりの介護の適切な提供に努めてきた。

総務担当者として、日常生活自立支援事務の専門員として、それぞれが与えられた仕事にしっかりと向き合い、研修を受けながら利用者の相談に応じていた。近年は、社会的孤立の問題や生活困窮という新たな福祉課題や、市町村合併や行政の合理化の流れの中で行政から委託される事業にも、人員確保等が課題といいながら務めてきた。社協はその地域のあらゆる組織団体から選ばれた人により、評議員会、理事会を組織して地域の福祉課題に対応し、職員は事業活動に真剣に取り組んでいる。しかし、その姿が誰に見えているのか。1990年以降わが国の社会福祉が大きく変わり、2000年4月に介護保険サービスが開始され、2ヶ月後に施行された社会福祉法の中で「地域福祉」が位置づけられた。そして2008年には「これから地域福祉の在り方研究会報告書」が出された。そのなかでは、変化する社会に対応できる地域の仕組みとしてこれから地域福祉が議論され、既存施策のレ

ビューの中に「地域福祉計画」「民生委員・児童委員」「共同募金」とともに「社会福祉協議会」も含まれていた。また、地域福祉が「住民主体」「新しい支援」の概念ですすめられ、社協組織は

地域福祉関係団体として位置づけられたことを、どう我われは受け止めたか。そして今、「地域力強化検討会」が設置されている。

地域社会が変化し、国の動向を受け、地域福祉がまさに住民主体のまちづくりとしてすすめられる中、社協は現状のままで役割が果たせるのか。また、今回の社会福祉法の改正では社会福祉法人の社会貢献の取り組み、地域における公益的な取り組みが始まる。社協はそのプラットフォームとしての役割

が期待されている。個別支援においても医療、教育、法律といった専門分野だけでなく、生活関連の各分野の専門職との連携や協働はもちろん、職員には地域福祉の専門職としての専門性が問われている。時代の動きを知り、地域社会の変化に柔軟に応じる組織の方を、我われは見直す時である。

住民が主体となつてまちづくりに取り組む時、社協職員として我われは何を見て何を感じ、考えなければならぬのか。住民主体を原則とし、地域住民の期待と信頼に応える職員であり、豊かな地域社会づくりをめざす組織の一員として、一人ひとりの覚悟が問われている。

## 横断的なネットワークの構築と課題解決に向けた取り組みを

同志社大学 准教授 永田 祐

2000年に社会福祉法が成立し、

地域福祉の推進主体として位置づけられた社会福祉協議会は、事業体として、協議体として、そして地域福祉活動へ

の住民の参加を支援する運動体として

その役割を果たしてきた。ここではそ

のことを踏まえつつ、新しい社会的

の中で、今、そしてこれから、社協に期待される役割について「地域づくり」

という視点から考えてみたい。

周知のよう、家族の規模が縮小し、職住分離がますます進み、グローバル化によって雇用環境が大きく変化する

中で、家族や地域社会、職域などどう

まくながれない人の問題が、社会的

孤立という形で顕在化している。日本

の社会福祉制度は、家族や地域社会、

会社といった中間集団の存在を前提に組み立てられてきたことから、若者や中高年を含めたこうした問題が「制度の狭間」の問題として顕在化してきているのである。

果たして社協は、こうした地域で起つてある新たな課題に向き合えていだろうか。これは、相談機関や事業所としてこうした課題と向き合つているかを問うているのではない。「事業体」としてその事業を受託しているかとして、そこから見えてきた課題を社協内部はもちろん、住民、そして、福祉関係者だけではなく多様な人々と共に有し、横断的な課題解決のための仕組みをつくってきたのか、「協議体、運動体としての役割」を問うていているのである。ところで、以上のような新たな課題の解決には、地域の主体的な課題解決への期待が大きいことが共通している。確かに、生活困窮者支援を通じて明らかになってきたのは、これまで福祉の対象とは考えられてこなかつた若者や中高年が、家族や地域、職域とつながれずに孤立し、さまざまに困難を抱えているという現実であり、こうした人のつながりを結び直し、活躍の場を地域につくりだしていくことの必要性である。また、総合事業で期待されても役割を抱えても役割を発揮できる場や機会をともにつくりだしていくことが重要になるだろう。

地域福祉は、地域の課題を住民の気づきや共感につなげ、課題解決のための活動を生みだすだけでなく、当事者の困りごとを真ん中においた福祉コミュニティを形成することにこだわってきた。主体と内容の拡大は、このくだわりを捨てることではない。困つている人を真ん中におき、住民も参加し

源を、地域で創出していくことである。地域への過剰な期待に対する警戒は当然必要であるが、ここでは上記のようないくつかの問題を真ん中において、社協に期待される役割について考えてみたい。

既存の団体に人材や後継者がいないなど地域づくりにおいて、社協に期待される役割について考えてみたい。

既存の団体に人材や後継者がいないなど地域づくりにおいて、社協に期待される役割について考えてみたい。

既存の団体に人材や後継者がいないなど地域づくりにおいて、社協に期待される役割について考えてみたい。

てその解決に向かう地域づくりこそ社協のこだわりであろう。それを貫徹していくために、当該事業を実施していくかどうかにかかわらず、協議会として横断的に関係者をつなぎ、運動体となるかと思う。

## 生活困窮者支援が地域づくりの要

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊

今日も各地でさまざまなシンポジウム等が開かれ、地域づくりや共生社会の言葉が飛びかい、社協がその担い手・資源にあげられている。厚生労働省社会・援護局に設置された「地域力強化検討会」の中間報告が2016年12月に発表された。検討会の構成員の一人である私はこの報告に責任を負いつつ、検討会の議論の過程で触発された地域論、担い手論等に関する私の気づきを述べ、社協職員諸氏の研鑽に資することとした。

第1に「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、地域課題を受け止めるためには、人々の「暮らし」と「しごと」が基底にあるということである。人の尊厳を大事にということが柱になるのは自尊感情である。釧路で行われている生活保護の自立支援を行った実践は、サービスや給付からは利用户的自尊感情は生まれず、多様な仕

して幅広い住民や関係者と解決のための活動に取り組んでいくことが、今後の地域づくりにおいて社協に求められている役割だと思う。

して幅広い住民や関係者と解決のための活動に取り組んでいくことが、今後の地域づくりにおいて社協に求められている役割だと思う。

殿化し、孤立化がすすむ今日、「助けて」を誰もがいえる社会をめざすのが地域づくりなのだと思う。

それを思うと第3に住民を排除の側に置かない取り組みが大事だ。例えば貧困だからネグレクトが起こる訳ではない。子どもをどう育てていいのかがわからないまま過ごしてきた結果、生活力が形成されなかつたのである。これを防ぐためには、「生活の知識」や「生活の仕方」、貧困に負けない生活力を育てることが大事なのだと思う。住民一人ひとりが生活する力をつける取り組みを下支えするのが社協活動の意義なのではないか。

現在の社会状況の根っこに地域経済の疲弊があることは明らかであり、福祉が就労・労働に近づくことが地域力を高める肝だということに行きつく。

第2に介護保険制度は成功した施策といわれるが、今、その理念が崩れようとしている状況がある。急激な高齢化の陰で、少子化、非正規労働、非婚などがすすみ、社会保障を支える土台の先細りや中流と呼ばれる層が減り、その結果地域を支えてきた階層が激減しているのが原因にあるといえる。普段は支援する側に見られる方も、自身の子どもや孫が貧困や孤立を抱えているかもしれない。「サービスは買うもの、うるさいから保育所は建てるな」等、住民の中に自己責任を強いる意識が沈

められた。そこで、地域づくりの要である「生活困窮者支援」が地域づくりの要となる。なぜなら生活困窮者支援で格闘する全員一人ひとりが生活する力をつける取り組みを下支えするのが社協活動の意義なのではないか。

なぜなら生活困窮者支援で格闘する全員一人ひとりが生活する力をつける取り組みを下支えするのが社協活動の意義なのではないか。

第4に、生活困窮者自立支援制度の理念と運動は地域を変える突破口と押えたい。社会福祉に携わるすべての者にとって常識であつた給付・サービスを「平等」に支援することから、生活困窮者支援は一人ひとりに寄り添いながら、「国民の幸福追求権、自己決定権を保障する憲法第13条に由来する」新しい支援の形といえる。生活保護のディフェンシブな視点からの支援ではなく括的なセーフティーネットである。

第5に社協の専門性を問いたい。昨年、「生活福祉資金貸付事業」をめぐり、2014年度末現在、25都道府県社協で貸し付け原資の約半分が使われず、預貯金や国債などの有価証券として保有されていたとの報道があった。もし、

\* 2016年11月「第3回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」における菊池馨実氏の発言

本来の貸付事業として有効活用されず、単なる資金運用の具にされているような状況があるとすれば、社協の意義が問われかねない。生活困窮者自立支援のが社協の専門性であり、社協が「定型支援」しかできない組織となつてないか、自らに問い合わせて欲しい。次代の社協は生活困窮者支援とともに活動がすすめられると私は確信している。

なぜなら生活困窮者支援で格闘する全員一人ひとりが生活する力をつける取り組みを下支えするのが社協活動の意義なのではないか。

# 社協の理事、監事、評議員のための基礎知識

## 第7回

### 社会福祉法人の監査制度

公認会計士 渡部博事務所  
所長 渡部 博氏

このたびの社会福祉法人制度改革においては、会計監査人の設置について定められたことも影響し、監査制度にも変更点が生じています。今号では社会福祉法人における監査制度について解説します。

**Q1 平成29年度から、監事監査の内容はどのように変わるのでしょうか？**

**A1** 会計監査人設置法人（詳細後述）か否かにより、監査対象、監査報告書類が次のように変わります。監査の報告を、計算関係書類の監査、事業報告等の監査に分けているのが改正の大きな特徴です（図表1）。

**Q2 監査報告書の通知期限、監査時間の確保に関してはどのように定められていますか？**

結果を相当と認めるか否かを判断することになります。会計監査人非設置法人においては、監事が計算関係書類の適正表示に関する意見を述べることになります。事業報告等の監査については、会計監査人設置法人か否かにかかわらず、監事が行う業務とされます。

会計監査人設置法人（詳細後述）か否かにより、監査対象、監査報告書類が次のように変わります。監査の報告を、計算関係書類の監査、事業報告等の監査に分けているのが改正の大きな特徴です（図表1）。会計監査人設置法人においては、計算関係書類の監査は会計監査人が行い、監事は会計監査人の監査の方法または監査報告の通知をする監事を「特定監事」、通知を受ける理事を「特定理事」と定めることができます。計算関係書類監

図表1 平成29年度からの監査内容

	会計監査人 非設置法人	会計監査人 設置法人	
		計算関係書類監査報告	
会計監査人監査報告	該当なし	施行規則第2条の30	施行規則第2条の31
		会計監査人の監査の方法及びその内容 計算関係書類の適正表示に関する意見 監査意見がないときは、その旨及びその理由 追記情報 会計監査報告を作成した日	監事の監査の方法及びその内容 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由 重要な後発事象
監事の計算関係書類の監査報告	施行規則第2条の27	施行規則第2条の27	施行規則第2条の31
		監事の監査の方法及びその内容 計算関係書類の適正表示に関する意見 監査のため必要な調査ができたときは、その旨及びその理由 追記情報 監査報告を作成した日	会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 監査報告を作成した日
監事の事業報告等の監査報告	事業報告及びその附属明細書に係る監査報告 施行規則第2条の36	事業報告及びその附属明細書に係る監査報告	監事の監査の方法及びその内容 事業報告及びその附属明細書が正しく示しているかに関する意見 理事の職務に関して不正の行為、法令定款違反の事実があったときはその事実 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 内部統制の整備に関する理事会決議がある場合において、内容が相当でないと認めるときはその旨及び理由 監査報告を作成した日
		施行規則第2条の36	

**Q3 会計監査人の役割、資格、任期はどのようになりますか？**

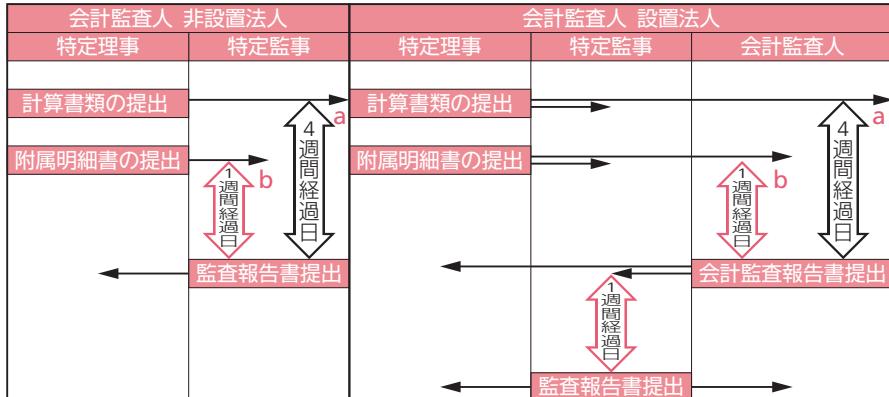
**A3** 会計監査人の役割は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する（法第45条の19第1項）とされています。社会福祉法人は、規模に関係なく、定款の定めにより会計監査人を置くことができる任意の機関と定められています（法第36条第2項）。

監査報告の通知期限をまとめると、図表2のaに定めた計算書類の受領から4週間経過日、もしくはbに定めた附属明細書の受領から1週間経過日の、いずれか遅い日までとされています。ただし、特定理事、特定監事、会計監査人の合意により定めた日がある場合には、その日とすり定めることができます（施行規則第2条の28、32、34）。事業報告に関する監査報告の通知期限は、図表2の会計監査人非設置法人と同様です（施行規則第2条の37）。

**Q4** 会計監査人監査の対象となる書類と作成する監査報告の内容を教えてください。

会計監査人の監査対象は計算書類及びその附属明細書のほか財産目録（法第45条の19第1、2項）、法人単位（第1号）から施設単位（第4号様式）までありますが、施行規則第2条の30第2項では、「計算関係書類」を次のように定義し、監査報告書に記載する監査意見の対象を定めています。

図表2 監査報告提出までの流れ



**Q5** 会計監査人設置社会福祉法人と特定社会福祉法人にはどのようないい違がありますか？

会計監査人の選任は評議員会の決議によりますが（法第43条第1項）、会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ（法第45条の2）とされています。その任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされ、定時評議員会において別段の決議がされなかつた時は、当該定時評議員会において再任されたものとみなされます（法第45条の3）。

**A5** 会計監査人設置社会福祉法人とは、会計監査人を置く社会

福祉法人又は会計監査人を置かなければならない社会福祉法人と定められています（法第31条第4項）。特定社会福祉法人は、次のいずれかに該当する法人とされ（社会福祉法施行令第13条の3）、会計監査人を置かなければならぬ（法第37条）、とされます。

- (1) 最終会計年度の法人単位の事業活動計算書におけるサービス活動収益が30億円をこえる。
- (2) 最終会計年度の法人単位の貸借対照表における負債額が60億円をこえる

**Q6** 特定社会福祉法人の理事会が決議しなければならない体制の整備とは何ですか？

特定社会福祉法人の理事会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の社会福祉法人の業務の適正化を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備を決議しなければならない（法第45条の13第5項）、とされます。傍線部分の内容は、施行規則第2条の16において次のように定められています。

- ①理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

注記については、法令で明示されていませんが、計算書類の一体不可分のものと理解されています。まとめると、(1)から(4)のほか、注記、財産目録が会計監査人の監査報告の対象です。

注記については、法令で明示されていませんが、計算書類の一体不可分のものと理解されています。まとめると、(1)から(4)のほか、注記、財産目録が会計監査人の監査報告の対象です。

③理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
④職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
⑤監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  
⑥⑤の職員の理事からの独立性に関する事項  
⑦監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
⑧理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

⑨⑧の報告をした者が当該報告をしたことを探りとして不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
⑩監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
⑪その他監事の監査が実効的に行われるることを確保するための体制  
これらは決議内容は、「内部統制の整備に関する理事会決議がある場合において、内容が相当でないと認めるときはその旨及び理由」として監事監査の対象となります（図表1）。

※1 「社会福祉法施行規則」

※2 法人単位で作成される附属明細書、と

# 社協活動最前線

由利本荘市  
社会福祉協議会

社会福祉法人と連携した  
社会参加の機会づくり



標高 2,236 メートルの鳥海山。出羽富士とも呼ばれ親しまれている。

由利本荘市社協では、市内最大の社会福祉法人である「秋田県心身障害者コロニー」と連携し、現在ひきこもり状態にある若者が定期的に集まって活動できる「あおぞらサロン」を開催している。社会福祉法人の施設と社協が連携した地域貢献活動を取材した。

## 社協データ

【地域の状況】(平成 28 年 11 月 30 日現在)  
人口 79,813 人  
世帯数 30,549 世帯  
高齢化率 33.7%

【社協の概要】(平成 28 年 10 月末現在)  
理事 15 人  
評議員 31 人  
監事 3 人  
職員数 306 人（正規職員 108 人、嘱託職員 68 人、臨時職員 17 人、非常勤職員 24 人、パート職員 89 人）

## 【主な事業】

- 生活困窮者自立支援事業
- 赤ちゃん誕生おめでとうメッセージ事業
- ボランティアセンター
- 生活支援体制整備事業
- 介護支援ボランティア事業
- 見守り訪問安心事業
- 中学校修学旅行費補助事業
- 介護用品支給事業
- たすけあい資金
- 生活サポート事業
- 福祉団体等の活動支援
- 一次予防事業
- 介護保険事業

「あおぞらサロン」の立ち上がり

由利本荘市社協（以下、市社協）が行っている「ひきこもり若者等の居場所づくり活動あおぞらサロン」（以下、あおぞらサロン）は、社会参加の機会が少ない若者が定期的に活動に参加できる居場所をつくり、若者の自立、社会参加意欲の向上を目的としている。対象者は、市内在住の概ね 18 歳～39 歳の方としているが、親や関係者、そのほか希望する方の参加も可能とし、状況に応じて柔軟に利用することができる。

## 若者が体験を得ることのできる活動を

ンターの庄司斉主任相談支援員は次のように説明する。

「以前から私は、ひきこもりの方に対する支援の方法を模索していました。定期的に訪問はしていましたが、話をするだけで具体的な支援につなぐことができていなかつたのであります。そんな時に県社協がモデル事業を実施するという情報を得て、地域の社会福祉法人・施設と連携すれば出口をつくる糸口になるかもしれない」と考えたのです」

たいという強い思いをもって内容を模索していたが、地域とのネットワーク不足に悩んでいた背景から、具体的な計画策定にまで至つていなかつた。そこで、両者が連携すれば互いの強みを活かすことができる意見が一致し、協働に向けて話はすんでいった。

あおぞらサロンでの具体的な活動については、市社協が直面していた課題を秋田県コロニーと共有した結果、若者が主体的に活動できるよう参加型のプログラムを企画することとした。

参加対象者への声かけは、民生委員・児童委員等から情報提供のあつたのは、障害者就労継続支援事業の実施でさまざまな作業知識や人材をもつ社会福祉法人「秋田県心身障害者コロニー」（以下、秋田県コロニー）である。

は 2 名の若者と両親等 5 名の付き添いの計 7 名の参加につながった。「サロン活動としてまず取り組んだのは、陶芸教室とお菓子づくりです。陶芸は秋田県コロニーさんが日常的に取り組んでいる作業です。陶芸教室では障害のある利用者たちが講師役となって、若者たちにマグカップの作り方を教えてくれたのですよ」と、庄司さん。

単に参加するだけでなく、自らの

かけとなつたのは、平成 27 年度に秋田県社協が社会福祉法人と社協の連携による公益活動のあり方の検討を目的として実施した「社会福祉法人・施設と社協の連携による地域活動推進モデル事業」だった。このモデル事業を受託した経緯について、市社協の由利本荘市生活支援相談セ

あおぞらサロンの立ち上げのきっかけとなつたのは、秋田県コロニーと連携して秋田県心身障害者コロニー（以下、秋田県コロニー）である。

相談を受けた秋田県コロニーとしても、地域に貢献できる活動を行ない訪問を重ねた結果、初回の活動に



プログラムの一環としての座禅体験

秋田県の南西部に位置する市。平成17年に旧日本荘市由利郡一市七町が合併して誕生した。県内面積の10分の1を占め、県最大の広さを有する市である。山林が75%、農用地が12%、宅地は2%となっており、特に山間部では人口減少による農業の担い手不足が課題となっている。市の南部にそびえ立つ鳥海山は、市のシンボル的存在である。

活動が形になって現れることに参加者は達成感を感じていた。同席した保護者たちの喜びも大きかったという。「これまで自分の子どもにどう接したらよいかわからなかつた」「明るい光が差したような気がします」「今後もぜひ続けてもらいたい」など、参加者たちはあおぞらサロンの継続を求めたのである。

## 参加者のニーズを受け、活動の継続を決意

モデル事業としてのあおぞらサロンは单年度の実施だったが、市社協では参加者からの要望に応えて次年度以降の活動継続を決定した。また、市と協議をした結果、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業の枠組みの中で実施することが可能となった。秋田県コロニーも、「自分たちだけではできなかつたことが、社協とつながることで達成できた」と引き続き協力を申し出た。伊藤久美子福祉事業課長は、当時のことを次のように語る。

「参加者とその家族が強く継続を希望していると庄司さんから報告があり、市社協としても思に応えなければいけないと思いました。幸いなことに、市の担当者も好意的に私たちの提案を受け止めてくれました。市は実態調査によって引きこもり状態にある若者の人数を把握していくま

したが、私たちが1年を通して活動を行った結果、市の調査以上の対象者がいることがわかりました。ニーズの掘り起こしと、支援につなげた実績が高く評価されたのです」

今後は各地域ごとでも開催したいというのが市社協の思いである。現在は本荘エリアと呼ばれる地域を中心を開催しており、定期的な参加者は4名まで増えているが、対象エリアを広げると潜在的な人数はこの程度ではないと確信している。

「高齢者と違い、ひきこもり状態の若者たちにサロンに参加してもらうためには、『今、悩んでいませんか?』という誘い方ではダメなのです。そうではなくて、サロンを運営するうえで人材不足で困っているから『手伝ってくれませんか?』と役割を担つてほしいと訴えることが重要なのです」と、庄司さんは説明する。今後も、市社協全体でひきこもりの若者たちへの参加の呼びかけを続けていく予定である。

## 社協の役割が問われる活動

あおぞらサロンに参加した若者たちは、少しづつではあるが変化が表れている。ある参加者はお菓子づくりの際に、余ったドーナツを社協事務所に配布する役割を自ら引き受けた。一人ひとりにドーナツを手渡すすると、みんなから「ありがとうございます」と感謝される。今まで大勢の人から感謝される経験がなかつたと話す者の参加者は、「ありがとうございます」という言葉に感激していたという。さらに、「ありがとうございます」とあおぞらサロンにかける思いを庄司さんが語る。

最初に、三浦事務局長がこの活動に対する市社協職員全員の思いを代わって語る。三浦事務局長はこの活動に、若者と話してみると、ますます深刻化する地域課題のひとつとして、本格的にひきこもりの若者への支援体制が必要だと職員の意識が統一されていった。

今後の課題は、出口支援として就労につなげることである。具体的には、担い手が不足する農業への就労を開拓することで、就労先の確保とともに若者に地域づくりの担い手にもなつてほしいという願いがある。

その準備段階として、来年度は農業・園芸体験をあおぞらサロンのプログラムに盛り込む予定だ。

「何十年もひきこもつていた方が、何回かサロンに通つただけですぐ就労へつながるほど簡単なテーマではありません。そこにつなぐためのステップとして、ますますあおぞらサ



由利本荘市社協のみなさん。前列左から、庄司主査（主任相談支援員）、三浦事務局長、前列右が伊藤課長

「地域の潜在ニーズを掘り起こし、困っている人たちを探し出して社会につなげていくこの活動は、まさに私たちのこれまでのノウハウをすべて投入して、全力で取り組んでいきたいと思います」

# 災害に備える地域づくり

第 11 回

災害への備えを十分に行っていても、実際の災害時には立て続けに想定外の対応を迫られる。災害時にどのような対応が必要とされていたのか、平成27年9月関東・東北豪雨災害に対応した常総市社協の経験を3号連続で紹介する。

## 豪雨災害の状況と初動対応

常総市社会福祉協議会（茨城県）①

### はじめに

茨城県常総市（以下、市）は、茨城県の南西部に位置する。人口は約6万4千人でそのうち外国人が4千人、高齢化率は27.7%、面積は123km<sup>2</sup>。市の東側に小貝川、中央に鬼怒川が流れ、鬼怒川を境に東部地域には市街地や水田、西部地域には工業団地、畑、森林などが広がる市である。

### 水害の被害状況と経過

平成27年9月関東・東北豪雨災害は、台風18号などの影響で9月8日～10日に栃木県・茨城県の鬼怒川流域を中心記録的な大雨が降つたことにより発生した。

この大雨の影響で、市では10日0時頃、災害対策本部が設置され、同日2時頃から順次、市内各地区に防災無線等で避難指示が発令された。そういったなか、午前6時頃に市北部の若宮戸

で鬼怒川が溢水。午後1時頃には三坂町で堤防が約200mにわたって決壊し、大量の水が市内に流れ込んできた。

決壊場所付近では、水の勢いで住宅や木々がなぎ倒され、大きながれきや大量の土砂に覆われた。浸水は深いところで約3mになり、市の東部地域の約40km<sup>2</sup>が被害を受けた。

被害状況は、人的被害が死亡者2名、重症者3名、中軽症者41名。住宅被害

が全壊53世帯、大規模半壊1581世帯、半壊3484世帯、床上浸水165世帯、床下浸水3084世帯となつた。

発災後、電気、水道、電話、交通網などのライフラインが不通となり、多くの被災者は、市内外の39か所の避難所や親族、知人宅などへ避難し、避難生活をしながら自宅などの片づけ作業が長期間にわたり行われた。

発災から1年が経過し、現在では、少しづつ復興がすすんでいる。しかし、

依然として約70世帯がみなし仮設住宅で避難生活をしている。また、さまざまな事情で自宅の修繕がすすんでない世帯があるなど、生活が再建するまでは、まだ時間がかかる状況である。

### 社協の初動対応

9月10日、常総市社会福祉協議会（以下、社協）全職員は、若宮戸地区の溢水と避難指示を受け、高台にある社協本所へ参集し、職員の安否と各事業所の状況を確認した。

社協では、市災害対策本部、茨城県ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター設置について検討と準備をすすめた。

初動対応時に苦慮したことは、避難所不足のため市災害対策本部からの指示で、急遽、社協を避難所として運営することになったことである。職員は、災害

支援者の安否確認を始めた。安否確認は、主に緊急連絡先へ電話で行ったが、被災地域では電話が不通であったため、確認が取れない要支援者へは、民生委員、ボランティアなどと連携し、できる限り安否の確認に努めた。

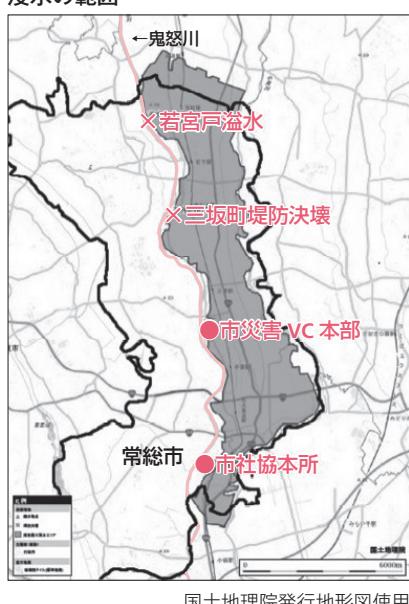
特に、日常的に支援が必要である方に対しては、自宅や避難先を訪問するなどしての安否確認と、できる限り早い支援の再開を調整した。

避難先がわからず確認が取れなかつた方もいたため、今後は、市全体で災害時避難行動要支援者などの避難誘導先や、安否確認などを共有する体制づくりが必要であると考えている。

2日目から、社協が把握している要支援者の安否確認時には、想定外のことにも対処できる柔軟な対応が求められると改めて痛感した。

### 要支援者の安否確認

#### 浸水の範囲



国土地理院発行地形図使用

「これからの成年後見・権利擁護の展望」をテーマに  
第12回「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催、  
参加者募集中！

今年度の権利擁護・虐待防止セミナーでは、地域における権利擁護実践者からの報告のもと、関連機関との連携・協働の現状と課題、そして、これからの権利擁護・虐待防止のために必要な体制づくりと取り組み、さらには、ともに生きてくる地域コミュニティの創造について考察することを目的として開催します。

## &lt;プログラム&gt;

【講演】I 「これからの成年後見制度」

【講演】II 「障害者の地域生活と権利擁護」

【講演】III 「高齢者の権利擁護・虐待防止」

## 【シンポジウム】

「包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働  
—地域コミュニティの創造に向けて必要なこと」

(コーディネーター)

明治大学法科大学院教授／弁護士 平田 厚氏

○住之江区地域包括支援センターにおける権利擁護・  
虐待防止の取り組み

○地域あんしんセンターたちかわにおける成年後見制度  
等の取り組み

○埼玉県あんしんセーフティネットと生活困窮者自立支  
援制度との協働

○児童虐待防止に向けた要対協の機能強化の取り組み

日 時：平成 29 年 2 月 13 日（月）10:15～17:00

会 場：全社協・灘尾ホール

東京都千代田区霞が関 3-3-2

新霞が関ビル LB 階

締 切：平成 29 年 1 月 30 日（月）

参 加 費：10,000 円

※参加者特典 権利擁護や虐待防止の動向や  
課題等を掲載した『権利擁護・虐待防止  
2017』を当日配布します。

申込方法：開催要項、申込方法等については、全社協  
ホームページ (<http://www.shakyo.or.jp/>) の  
「トピックス」をご覧ください。

問合せ先：全国社会福祉協議会 政策企画部

TEL 03-3581-7889

全国社会福祉協議会 中央福祉学院  
社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員課程）  
春期コース 2017（平成 29）年度 受講者募集

受講期間：2017（平成 29）年 4 月～

2018（平成 30）年 3 月

学習内容：自宅学習による答案作成（16 科目、年 4 回提出）と、ロフォス湘南で開催する面接授業（5 日間）により行います。また、修了見込者に対しては修了テストを実施します。

受 講 料：87,400 円（テキスト・教材費、面接授業料、添削指導料を含む。消費税込額）

※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途

受講資格：①社会福祉事業（社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業）の届出をした施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所に従事していること

②受講期間中、お申し込み時の所属法人に勤務していること

③業務と並行して受講することについて所属長の承認が得られること

申込締切：平成 29 年 1 月 31 日（火）【当日消印有効】

※定員に達した場合は、募集を打ち切ることがあります

申込方法：「受講案内・申込書」は、中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/> よりダウンロードまたは、下記問い合わせ先までご請求下さい。お申し込みの際には、所属長名のご記入および所属長公印を押印のうえ郵送にてお申し込みください。

問合せ先：社会福祉法人全国社会福祉協議会

中央福祉学院 社会福祉主事係

〒 240-0197

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL 046-858-1355 FAX 046-858-1356

2017 年 1 月号 平成 29 年 1 月 1 日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／桐畠 弘嗣

編集人／高橋 良太

定価／216 円（本体価格 200 円）

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

編集後記

あけましておめでとうございます。  
本厄を無事に乗り越え、後厄も特に大きな問題なく過ごすことができ、今年は気持ちも晴れやかに年を越すことができました。守っていただいた神様に感謝しなければなりませんね。さて、年頭所感にもありましたように、今年も各制度改正に向けた動

きが予定されています。社協活動にどのような影響が生じるのか、住民の生活や活動を支える内容になっているのか、注視しなければなりません。制度の動きに対応し、地域づくりや住民への支援にどのように反映させるか、それぞれの社協が考える必要がありそうです。（志）

# 明日への 一步

～ノーマインタビュー～

INTERVIEW #08

## 食事サービスは 福祉の入り口



平野 覚治氏

老人給食協力会ふきのとう  
代表。一般社団法人 全国  
老人給食協力会 専務理事。

食事サービスにはどのような役割があるのでしょ  
うか。

食事サービスは福祉の入り口であるとよく言われます。普段なかなか周囲との関係をもたない人でも、食事を介することで他人を受け入れやすくなるという側面があります。そのため、食をきっかけにして対象となる住民との関係をつくり、その方が何を求めているのかを把握することができます。食事サービスは、食を通して把握した住民のニーズを地域に投げかけ、ひとりの課題を地域の課題とする役割を担っています。

私の所属するふきのとうでも、食事サービスを通じて、利用者がホームヘルプや居場所を望んでいるということに気づき、ホームヘルプサービスやコミュニティカフェの運営を開始した歴史があります。食事サービスは利用者に食事を提供するだけでなく、在宅生活の継続や地域づくりにもつながる活動です。

「広がれ、子ども食堂の輪！」全国ツアーがスター  
トしましたが、この活動のねらいを教えてください。

全国ツアー（「広がれ、子ども食堂の輪！」全国ツア  
ー実行委員会主催）では、子ども食堂の理念やあり方について講演会やシンポジウムを開催し、活動に対する理解や取り組みを広げることを目的としています。

しかし、子ども食堂の数を増やすということだけが目的ではありません。最終的な目標は、食堂を利用す

食事サービスは食の楽しみを提供するだけでなく、食を通じた住民のネットワークの構築や、表面化していないニーズを把握するという点においても大変重要な役割を果たしています。社協としても、地域づくりの方法のひとつとして地域で食事サービスを展開する団体との連携や、新たに食を通じた活動を立ち上げるなどを検討することが必要ではないでしょうか。今号では、全国の食事サービス活動団体への支援も行う平野さんにお話をうかがいました。

聞き手：全国社会福祉協議会 地域福祉部

る子どもの貧困を解消することにあります。貧困といつても経済的な貧困のみではなく、他者との関わりや活動への参加の不足等による、経験の貧困の解消も目標としています。将来どのように成長するかは、子ども時代の人との関わりや経験が大きく影響します。そこで、子どもが食堂を通じて大人や高齢者、ほかの子どもたちと関わったり、食堂でできた関係から次の活動につながることで、多様な経験を経た豊かな大人に育ち、貧困の連鎖を断ち切ってほしいというねらいをもって活動しています。

社協への期待がありましたらお聞かせください。

地域には思いをもって地道に活動している人・団体が数多くいます。しかし、そのような人や団体の活動は地域になかなか知られていないという現状もあります。そこで、社協には社協がもつ幅広いネットワークの強みを活かし、地域で頑張る人・団体を発見し、積極的に地域に発信して欲しいと思います。そうすることでネットワークが広がり、住民からも必要とされる取り組みとして徐々に地域に根づいていくのではないかでしょうか。

また、地域によっては人の繋がりが薄いことに悩まれている社協があるかもしれません。そのような場合は、食を通じた居場所づくりから始めてみてはいかがでしょうか。全国老人給食協力会としても、住民がともに取り組む活動づくりに協力したいと考えています。